

## 介護予防・生活支援サービス事業



### 総合事業の利用について相談する

ケアプランを作成

#### かいごよぼう 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

ケアプランの作成および相談は無料です。

マークについて

要支援 1・2 要支援1・2の方が利用できるサービス

サービス事業対象者 介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できるサービス



### リハビリ専門職の指導を受けて、介護予防を行う

訪問型サービス

#### ほうもんがたかいごよぼうしどうじぎょう 訪問型介護予防指導事業

管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士等がお宅に訪問し、栄養状態の改善や口腔機能・運動機能の向上について、相談・指導し、要介護状態になることを予防します。

- 利用回数 月1回（おおむね4か月間利用可能）  
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- 利用料 無料



### 自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしてもらう

#### じりつせいかつしえんじぎょう 自立生活支援事業

ヘルパー等が訪問し、買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を利用者と共に行います。

- 利用回数 最大週2回、1回2時間まで利用可能。  
ただし、週2時間を上限とします。  
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- 利用料 1時間150円



1か月あたりの自己負担

月4時間利用の場合（1回1時間、週1回利用）	600円
月8時間利用の場合（1回1時間、週2回利用）	1,200円



### 自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう

訪問型サービス

#### せいかつしえんいんはけんじぎょう 生活支援員派遣事業

生活支援員（ヘルパー等）が訪問し、入浴の見守り、買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等の家事や日常生活に対する支援を行い、生活習慣の改善を図ります。家事は利用者と共に行います。

- 利用回数 最大週2回、1回2時間まで利用可能。ただし、週2時間を上限とします。  
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- 利用料 1時間200円

1か月あたりの自己負担

月4時間利用の場合（1回1時間、週1回利用）	800円
月8時間利用の場合（1回1時間、週2回利用）	1,600円



### 自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう

#### そうごうじぎょうほうもんかいご 総合事業訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。

※生活援助は同居世帯員がいる場合は、原則として利用できません。

- 利用回数 週1回～（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

週1回程度利用	1,197円
週2回程度利用	2,392円

※初回加算・生活機能向上連携加算などがあります。





## リハビリ専門職の指導を受けて介護予防に取り組む

通所型サービス

要支援 1・2 サービス事業対象者 たんきうんどうしどうきょうしつ  
**短期運動指導教室**

理学療法士、運動指導員が指導する体操、レクリエーションなどにより運動機能の向上を図り、要介護状態になることを予防します。希望者には送迎があります。

- **利用回数** 週1回（おおむね4か月間利用可能）  
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- **利用時間** 午前中の2時間
- **利用料** 1回300円

1か月あたりの自己負担

月4回利用の場合	1,200円
----------	--------

【実施会場】

教室名	会場名
ほくぶ	北部ふれあいセンター
ろくごう	六合公民館
かなや	金谷北地域交流センター

## 指定事業所でレクリエーションや体操を行う

要支援 1・2 サービス事業対象者  
**おでかけデイサービス**

比較的心身の状況が安定している方を対象として、心身機能の維持向上のための体操、レクリエーション、趣味の活動などを行い、介護予防を図ります。

- **利用回数** 原則週1回  
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- **利用料** 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,400円
---------	--------



## 通所介護施設で機能訓練などのサービスを受ける

要支援 1・2 サービス事業対象者 そうごうじぎょうつうしょかいご  
**総合事業通所介護**

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

- **利用回数** 原則週1回  
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります）
- **利用料** 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,679円
---------	--------



## 島田市のサービス

# 在宅高齢者と家族等のためのサービス



## ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

長寿介護課 高齢者政策係  
TEL:34-3293

ひとり暮らしの高齢者等を対象に緊急通報装置、火災感知器、ガス漏れ警報器を設置し、異常通報を受信すると、警備員が駆けつけて対応します。また、電話による安否確認を週1回行うとともに、相談業務を行います。

## 配食サービス事業

長寿介護課 高齢者政策係  
TEL:34-3293

高齢者世帯等で、調理が困難で他に調理・買物をする人がいない方に対し、栄養バランスのとれた昼食を定期的に配達するとともに、高齢者の安否確認を行います。



## 生きがい活動支援通所事業

長寿介護課 高齢者政策係  
TEL:34-3293

介護認定において要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、体操やレクリエーション等を行い、要介護状態になることを予防する通所事業です。

## 訪問歯科診療又は口腔指導

健康づくり課 健康支援係  
TEL:34-3281

歯の治療を受けたくても通院できない寝たきり高齢者を対象に、歯科医師等が訪問し、歯科診療や口腔の相談に応じます。

## 成年後見制度利用支援事業

包括ケア推進課 地域支援係  
TEL:34-3288

認知症などの理由により、判断能力に不安のある方のサービス利用契約や財産管理等に関して、成年後見制度の利用ができるように支援します。四親等内の親族や本人が申し立てできない場合に代わりに申し立てを行います。また、制度利用者で、申し立て費用や報酬の支払いができない方に助成を行います。

## 家族介護用品支給事業

長寿介護課 高齢者政策係  
TEL:34-3293

介護認定において要支援1以上で常時おむつを必要としている65歳以上の方のおむつの交換や交換の手助けを主にしている家族等に家族介護用品の支給券を発行します。（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、その他排せつに関する消耗品が対象）

## 家族介護者交流事業

長寿介護課 高齢者政策係  
TEL:34-3293

介護認定において要支援1以上の高齢者を介護している家族等を介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図ります。また、介護方法等の知識及び技術の習得により、身体的・精神的負担の軽減を図ります。

## 認知症家族会事業

包括ケア推進課 地域支援係  
TEL:34-3288

認知症の方を介護している家族が交流を通して情報交換や気分転換ができるよう支援します。